

## 形質変更時要届出区域台帳

大阪市

整理番号	整 - 25 - 15	指定年月日・指定番号	平成25年 8月30日・届指 - 121号	所在地	此花区高見一丁目 1番106の一部	
調製・訂正年月日	平成25年 8月30日調製					
形質変更時要届出区域の概況	舗装			面積	1,876.0㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				全ての区域について、法第14条第3項の規定に基づく指定		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第4項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	平成25年8月1日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		大阪環境保全（株）
	平成25年8月1日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		大阪環境保全（株）
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	